

議案第25号

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 利用料金等の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部を改正する条例

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例（平成28年12月世田谷区条例第57号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「30円」を「40円」に、「100,000円」を「130,000円」に改め、同条第4項の表を次のように改める。

品 目	金 額
コースメニュー	32,500円
パーティーメニュー	13,000円
ランチメニュー	6,500円
料理単品メニュー	3,900円
喫茶メニュー	2,600円
アルコールメニュー	19,500円

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第17条第2項及び第4項の表の規定は、施行日以後に使用の申請及び提供の申込みをした者の令和7年10月1日以後の使用及び提供に係る利用料金及び飲食料金（以下「利用料金等」という。）について適用し、施行日前に使用の申請及び提供の申込みをした者の使用及び提供に係る利用料金等並びに施行日以後に使用の申請及び提供の申込みをした者の令和7年10月1日以前の使用及び提供に係る利用料金等については、なお従前の例による。